

マイナンバーカード交付における本人確認書類 例

- ・最新の【住民票上の氏名+住所】または【住民票上の氏名+生年月日】が記載されたもの
- ・有効期限内のもの/原本のみ（コピーは不可）

A 書類	B 書類
・マイナンバーカード(顔写真有) (※)	・マイナンバーカード (顔写真 無)
・運転免許証	・介護保険の被保険者証
・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）	・医療受給者証
・旅券（日本政府が発行したパスポート）	・健康保険の資格確認書（「資格情報のお知らせ」ではありません。）
・身体障害者手帳	・年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書も含む）
・精神障害者保健福祉手帳	・各種年金証書
・療育手帳	・病院の診察券 ※漢字氏名・生年月日付
・在留カード（顔写真 有）	・健康保険限度額適用認定証
・特別永住者証明書（顔写真 有）	・親子健康手帳（母子健康手帳）※18歳未満の者の本人確認として使用可
・一時庇護許可書	・出生届出済証明書 ※未就学児の本人確認として使用可
・仮滞在許可書	・子ども医療費受給者証
	・在留カード（顔写真 無）
	・特別永住者証明書（顔写真 無）
	・外国政府が発行したパスポート
	・障害福祉サービス受給者証
※更新等による新しいマイナンバーカードの受け取りで「旧カードの顔写真と新カードの顔写真の同一性の確認ができる場合に限り」有効期限が切れていても、有効期限から6か月以内であれば旧カードをA書類として使用できます。	・民間企業の社員証
	・学生証 ※個人識別事項の記載のない生徒手帳は不可
	・学校名が記載された各種書類（在学証明書、成績証明書等）
	・生活保護受給者証（発行から3か月以内・用途不問）
	・顔写真付き証明書（品川区発行様式第1・2・3）
	・海技免状
	・電気工事士免状
	・無線従事者免許証
	・動力車操縦者運転免許証
	・運航管理者技能検定合格証明書
	・獣銃・空気銃所持許可証
	・特種電気工事資格者認定証
	・認定電気工事従事者認定証
	・耐空検査員の証
	・航空従事者技能証明書
	・宅地建物取引士証
	・船員手帳
	・戦傷病者手帳
	・教習資格認定証
	・検定合格証
	・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
	・仮証明書や引換証類（A書類更新中の場合に限る）
	・地方公共団体が交付する敬老手帳
	・児童扶養手当証書
	・渡航証
	・小型船舶操縦免許証
	・税理士証票
	・公共料金の領収書または検針票※住所・漢字氏名付 3か月以内で領収印または発行年月日があるものに限る。
	・本人宛郵便物※3か月以内のもの